

平成24年6月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

商工労働部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成24年6月定例会 議案説明資料目次

商工労働部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名	頁
議案第1号	平成24年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		経済通商総室 (経営支援室) (通商物流室)	2
		雇用人材総室 (人材育成確保室) (雇用就業支援室)	7
		産業振興総室 (企業立地推進室) (新事業開拓室) (次世代環境産業室) (産学金官連携室) 市場開拓課	11 19
	2 歳入歳出事項別明細書		20
	3 節の明細		25
	4 債務負担行為に関する調書	経済通商総室他	26

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名	頁
議案第8号	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について	産業振興総室	28

報告番号	件名	課名	頁
報告第2号	平成23年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	産業振興総室	44
報告第12号	長期継続契約の締結状況について	雇用人材総室他	45

【補正予算】

商工労働部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【一般会計】								
経済通商総室	5,160,527	35,892	5,196,419				35,892	
雇用人材総室	3,916,903	745,620	4,662,523			736,875	8,745	
産業振興総室	6,053,539	135,443	6,188,982		3,000	1,688	130,755	
市場開拓課	137,056	2,907	139,963				2,907	
一般会計合計	16,125,935	919,862	17,045,797	0	3,000	738,563	178,299	

説明

【経済通商総室】

(経営支援室)

地域商業活性化促進支援事業

5,113

とっとり企業支援ネットワーク連携強化事業

1,848

//

（※緊急雇用創出事業）

(30,054)

企業自立サポート事業(制度金融費)

25,000

(通商物流室)

(新)燃油高騰対策支援事業

3,931

【雇用人材総室】

(人材育成確保室)

(新)[制度要求]企業立地等事業による新規雇用者研修費補助金

(雇用就業支援室)

緊急雇用創出事業

736,875

(新)よなご若者仕事ぶらざ移転整備事業

8,745

【産業振興総室】

(企業立地推進室)

[制度要求]企業立地事業補助金

企業投資促進のための工業団地再整備事業補助金

89,996

(新事業開拓室)

(新)共同受注促進支援モデル事業

20,000

(新)地域資源活用・農工商連携促進事業(※緊急雇用創出事業)

(5,953)

(次世代環境産業室)

(新)燃料・エネルギー使用合理化対策支援事業

10,500

(産学金官連携室)

とっとりバイオフロンティア動物飼育支援事業

9,898

(新)とっとりバイオフロンティア基金造成補助事業

1,688

(新)(地独)鳥取県産業技術センター運営費補助金(機械素材研究所法面復旧工事)

3,361

【市場開拓課】

食のみやこ鳥取県推進事業(ととりの逸品販路拡大支援事業)

2,907

平成24年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

1項 商業費

経済通商総室[経営支援室] (内線:7658)

2目 商業振興費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域商業活性化促進支援事業	7,660	5,113	12,773				5,113	
トータルコスト	9,269	6,722	15,991	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.2人	0.4人	制度設計、市・実施主体との連絡調整、申請・報告の審査、補助金事務				
工程表の政策目標(指標)	商業・サービス業の活性化:まちづくりの主体である市町村等と連携した商業(商店街)・サービス業の活性化							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

中心市街地・商店街の活性化を図るため、中小企業者等が行う施設整備事業(空きビルを活用したテナントミックス事業)に対して助成を行う。

2 主な事業内容

米子市の中心市街地活性化計画に基づき株式会社アルファオフィス(共同出資会社:米子市角盤町)が国の補助金(戦略的中心市街地商業活性化事業費補助金)事業の採択を受けて実施するアルファビル再活用事業に対し支援を行う。

事業内容	<p><施設概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設構造等:鉄骨造6階建、延床面積 1,055.55㎡ ○入居店舗等:飲食施設1,物販施設6,未定区画2,屋上多目的スペース1 ○事業展開等 <ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツ関連事業者(まんが、人形制作、デザイン等の事業者)による物販施設。 ・コンテンツの企画・制作・販売、マンガ図書館の運営、教室、イベント等の開催。 ・株式会社中海テレビ放送(中海テレビ放送センタービル)、米子高島屋、えるもーる商店街と連携して地域の賑わいを創出する各種イベント等を開催。 ・山陰コンテンツビジネスパーク協議会(一般社団)の活動拠点としても活用。 						
事業費	<p>[総事業費(施設整備事業費)] 48,349千円</p> <p>補助対象経費 46,020千円</p> <table border="0"> <tr> <td>国補助予定</td> <td>30,680千円(2/3)</td> </tr> <tr> <td>県補助予定</td> <td>5,113千円(1/9)</td> </tr> <tr> <td>事業者負担</td> <td>10,227千円(2/9)</td> </tr> </table>	国補助予定	30,680千円(2/3)	県補助予定	5,113千円(1/9)	事業者負担	10,227千円(2/9)
国補助予定	30,680千円(2/3)						
県補助予定	5,113千円(1/9)						
事業者負担	10,227千円(2/9)						

3 これまでの取組状況、改善点

平成22年度:法勝寺町商業環境整備事業(米子市)、五臓圓ビル再生事業(鳥取市)

平成23年度:若桜街道商店街活性化事業(こむ・わかさ:鳥取市)

平成24年度:元町通り商業環境整備事業(米子市)

平成24年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
1項 商業費
2目 商業振興費

経済通商総室[経営支援室](内線:7658)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり企業支援ネットワーク連携強化事業	3,690	(31,902) 1,848	(35,592) 5,538			(30,054)	(1,848) 1,848	
トータルコスト	5,299	2,653	7,952	(補正に係る主な業務内容) 会議開催事務、関係機関との連絡調整事務、補助金交付事務等				
従事する職員数	0.2人	0.1人	0.3人					
工程表の政策目標(指標)	企業支援体制の充実:企業の経営課題に応じた企業支援体制の構築							

事業内容の説明 ※上段()は、緊急雇用創出事業計上分を含む額

1 事業の目的・概要
中小企業金融円滑化法の終了を控え、経営支援と金融支援を一体的に推進して、中小企業者の経営再生の取組を促進する。

2 主な事業内容
県、信用保証協会、商工団体等が連携して行う中小企業者の経営再生の支援体制を充実・強化する。

事業区分	一般財源	緊急雇用
【当初予算】 とっとり企業支援ネットワークの支援機関が行う連携支援案件に係る活動費及び事務局運営費等を商工団体に助成	千円 3,690	千円 -
【今回補正】	1,848	30,054
(1) 経営再生サポートセンター(県サテライトオフィス)の開設	288	15,322
○総合コーディネーター等の非常勤スタッフ3名を配置し、機動的に支援ネットワークによる連携支援を推進	-	10,956
○サポートセンター事務所借上げ等(鳥取市本町「産業会館1F」)	288	4,366
(2) 特別相談窓口の設置及び専門機関との連携強化 ○県の特別相談窓口の設置及び税理士、中小企業診断士等の専門機関との連携	1,560	-
(3) 商工会議所の支援体制の強化 ○経営支援員等が中小企業者へのコンサル支援に特化するための非常勤代員職員を各商工会議所に配置(4商工会議所 6名)	-	14,732
合 計	5,538	30,054

[4/16トップミーティングにおける企業支援ネットワークに関する意見]

- ・ 中小企業金融円滑化法の終了を控え、中小企業の経営再生支援が必要。
- ・ 商工会議所の経営支援員等のマンパワーが不足。経営支援強化のために充実すべき。
- ・ 支援ネットワーク事務局が県から商工団体に移ったが、行政のリーダーシップ発揮を希望。
- ・ 金融機関に企業支援ネットワークへの積極参加を願いたい など。

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成20年度に、県内中小企業の経営課題に対し、より迅速に質の高い支援を提供するため、県を含む10の中小企業支援機関で『とっとり企業支援ネットワーク』を構築。
- 平成23年度は東日本大震災の発生を契機に当該ネットワークの枠組みを拡大し、民間・政府系金融機関の参加により20機関に拡大。特別の体制として県が事務局を担務し、平成23年度末までを期限として実施。(H23年度 連携支援数25件)
- 平成24年度も金融機関に引き続き参加を要請する一方、機動的運営の観点から東・中・西部へのネットワーク事務局設置、県のサテライトオフィス開設により支援体制を充実・強化。

平成24年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
1項 商業費
3目 金融対策費

経済通商総室[経営支援室](内線:7658)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
企業自立サポート事業 (制度金融費)	2,399,719	25,000	2,424,719				25,000	
トータルコスト	2,409,374	25,000	2,434,374	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.2人	0.0人	1.2人	利子補助金の審査、支出事務				
工程表の政策目標(指標)	資金調達の手軽化: 経済情勢や企業ニーズに即した資金調達環境の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

中小企業金融円滑化法の終了を控え、自ら関係機関と一緒に経営再生に取り組む中小企業者等を支援するため、超長期の借換資金を創設する。

〔要求の背景〕

- ・リーマンショック以降の円高、デフレなどの厳しい環境の中、借入残高が高止まりし、現在の借換制度では返済緩和効果が限定的であり、更なる長期の借換制度が望まれる。(商工団体)
- ・中小企業金融円滑化法の終了(H25.3月末)に向けて、中小企業者の経営再生の取組が促進されるよう、既往借入金のとりによる償還負担軽減を図るための金融支援策が必要。

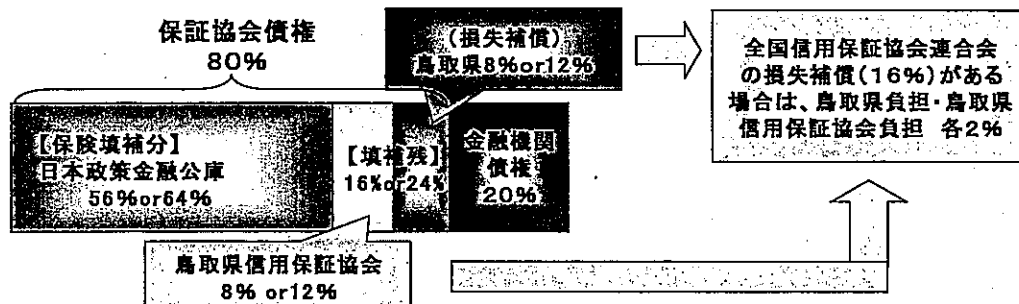
2 主な事業内容

「経営再生円滑化借換特別資金」の創設

〔資金の概要〕

融資対象者	自ら関係機関と一緒に経営再生に向けた取組を行う中小企業者等のうち、次の全てに該当する者 ア 最近3か月又は直近決算の売上高等が過去5年間のいずれかの年の同期と比べ減少(リーマンショック以前の売上に回復していない者) イ 信用保証協会の保証付き借入金残高を有する者 ウ 信用保証のない借入金があるときは、本資金による信用保証付き借入金の借換と併せて、信用保証のない借入金を金融機関のプロパー融資で借換等の措置を受ける等して、高い改善効果を発揮する者
資金用途	借換資金、借換に併せて行う経営再生に必要な運転資金又は設備資金
融資限度額	2億8千万円
融資期間	15年以内(据置1年以内を含む)
貸付利率	10年超 年1.60% 10年内 年1.43%
保証料率	年0.45~1.08%(9区分)
担保・保証人	保証協会の定めるところによる
取扱期間	平成25年3月末申込み受付分まで
融資金枠	50億円 予算要求額 利子補助金 25,000千円
損失補償	信用保証協会の代位弁済額のうち信用保険による補填額(全国信用保証協会連合会の損失補償がある場合はその額を含む)を控除した信用保証協会の実質的リスク負担額の1/2について損失補償を行う〔債務負担行為〕
その他	本資金の利用先については、金融機関、保証協会、商工団体等により経営再生の取組状況についてモニタリングを実施

(参考) 信用保証協会への損失補償イメージ



3 これまでの取組状況、改善点

地域経済に大きな影響を及ぼす世界的な金融危機や経済情勢の変化を受けて、厳しい経営状況にある県内中小企業者の金融の円滑化を図るため、資金繰り緩和やニューマネー資金の供給など、臨機応変な金融対策を実施。

◆平成20年度1月臨時補正

既往借入金等の返済負担軽減のため、「経営安定支援借換資金」等を創設。

〔使途：借換 期間：10年（据置3年）以内 限度額：2億円 金利：年1.66%等〕

◆平成21年度9月補正予算

リーマンショックからの受注回復期におけるニューマネー資金需要に対応するため、セーフティネット保証を活用した「経営活力再生緊急資金」を創設。

〔使途：運転・設備 期間：10年（据置3年）以内 限度額：8千万円 金利：年1.43%〕

◆平成23年度当初予算

景気対応緊急保証終了（H23.3末）後の円滑なニューマネー供給環境を整備するため、「経営活力再生緊急資金」をリニューアルして、セーフティネット保証（業況悪化業種）から外れる中小企業者も融資対象とする「経営活力強化資金」を創設。

〔使途：運転・設備 期間：10年（据置3年）以内 限度額：8千万円 金利：年1.43%〕

◆平成23年度9月補正予算

県内大手企業の事業再編（三洋CE）の影響を受ける中小企業者の資金需要に対応するため、「地域経済変動対策資金」を創設。

〔使途：運転・設備・借換 期間：10年（据置3年）以内 限度額：2.8億円 金利：年1.43%〕

◆平成24年度当初予算

年度中途の自然災害や経済変動の発生に迅速に対応するよう「災害等緊急対策資金」の新設と「地域経済変動対策資金」を拡充。

〔使途：運転・設備・借換 期間：10年（据置3年）以内 限度額：2.8億円 金利：年1.43%〕

平成24年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

1項 商業費

2目 商業振興費

経済通商総室〔通商物流室〕(内線:7850)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
(新)燃油高騰対策支援事業	0	3,931	3,931				3,931	
トータルコスト	0	3,931	3,931	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標(指標)	物流効率化による競争力の強化:物流コストの低減と物流の円滑化の推進							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 燃油価格高騰に伴い、トラック・バス運送事業者が行う省エネの取組みを支援する。 [軽油価格 (H21.4) 100円/ℓ → (H24.4) 137円/ℓ]</p> <p>2 主な事業内容 <商工労働部執行事業> 燃油高騰対策として、(社)鳥取県トラック協会に対して、トラック運送事業者が行うエコタイヤ導入費を補助する。【2,000千円】 ○交付先:(社)鳥取県トラック協会 ○補助額:2,000千円 ※2千円/本(定額補助)×1,000本=2,000千円 (注)1本あたり助成額2千円はエコタイヤと通常タイヤとの価格差相当 ○補助対象経費:トラック運送事業者のエコタイヤ導入費</p>								
<p><企画部執行事業> 燃油高騰対策として、(社)鳥取県バス協会に対して、バス事業者のエコタイヤ導入費等について補助する。【1,931千円】 ○交付先:(社)鳥取県バス協会 ○補助額:1,931千円 ○補助内容 ①バス事業者のエコタイヤ導入支援(1,200千円) 事業者のエコタイヤ導入に対して2千円/本の助成。 ※2千円/本(定額補助)×600本=1,200千円 (県バス協会会員が所有するバスの約2割分を想定) (注)1本あたり助成額2千円はエコタイヤと通常タイヤとの価格差相当 ②エコドライブ研修参加(731千円) バスのアクセルワークやシフトチェンジのタイミングなどエコドライブの専門的な技術を高める実技研修にバス事業者が参加する受講料を負担。 ※43千円(定額補助)×17名=731千円 (県バス協会会員社から1名ずつ参加することを想定)</p>								

平成24年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
2項 工鉱業費
1目 工鉱業総務費

雇用人材総室〔人材育成確保室〕(内線:7233)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) [制度改正] 企業立地等事業による新規雇用者研修費補助金	0	0	0					
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	—				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県企業立地等事業助成条例に基づく企業立地等事業補助金の認定企業のうち、次の対象企業が新規雇用者に対して研修を行う場合、その研修経費を助成することにより、大規模な雇用機会の創出等を図る。

<対象企業>

- (1) 大規模雇用を行う企業
- (2) 事業のグローバル化、技術の高度化・製品の高付加価値化を行う企業(知事が特に認めたもの)

<新規雇用要件>

認定区分	新規雇用要件	
	大規模雇用	知事が特に認めたもの
企業立地事業補助金 情報通信関連雇用事業補助金	50人以上 (技術者等20人以上)	企業立地等事業補助金の雇用要件と同様 (一部業種を除く)
事務管理部門雇用創出事業補助金	20人以上	—

2 主な事業内容

対象企業	企業立地等事業補助金の認定企業のうち、次の新規雇用要件を満たす企業。 (1) 企業立地事業補助金の認定企業 <製造業> 50人以上(知事特認:10人以上) <自然科学研修所、ソフトウェア業等> 技術者等20人以上(知事特認:5人以上) <情報処理・提供サービス業> 50人以上(パート含む) (2) 情報通信関連雇用事業補助金の認定企業 <自然科学研修所、ソフトウェア業等> (1)の要件と同様 <情報処理・提供サービス業> (1)の要件と同様 (3) 事務管理部門雇用創出事業補助金の認定企業 20人以上
対象雇用者	企業立地等事業に伴い雇用する新規雇用者
対象経費	講師謝金、指導者人件費、受講料、テキスト・教材費、会場借上料 等
補助金額	(1) 対象経費の1/2(上限:60万円/人) (2) 対象研修期間:雇用の日から1年以内
補助対象期間	(1) 企業立地事業補助金の認定企業の場合 事業認定日から新増設事業完了日の3年を経過するまで (2) 情報通信関連雇用事業補助金、事務管理部門雇用創出事業補助金の認定企業の場合 事業認定日から事業開始日の3年を経過するまで
交付要件	研修期間満了時に在籍していること。

3 これまでの取組状況・改善点

本県の雇用情勢の改善には、事務系企業を中心とした大規模な雇用機会の創出等が必要。

<参考>有効求人倍率の状況(平成24年4月現在)
鳥取県0.72倍(うち事務的職業:0.19倍)

平成24年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費

1項 労政費

1目 労政総務費

雇用人材総室〔雇用就業支援室〕(内線:7229)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
緊急雇用創出事業	2,694,540	736,875	3,431,415			(繰入金) 736,875		
トータルコスト	2,710,632	737,680	3,448,312	(補正に係る主な業務内容) 基金事業審査、補助金事務				
従事する職員数	2.0人	0.1人	2.1人					

工程表の政策目標(指標) 緊急雇用対策のための基金事業による雇用創出

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、臨時的な雇用機会の創出を図るための県及び市町村事業を実施する。

2 主な事業内容

平成23年度に実施した重点分野雇用創造事業に執行残が見込まれることから、当該財源を機動的に執行できるよう、増額するもの。

また、平成23年度で終了した緊急雇用事業の執行残については、平成24年度に継続実施している重点分野雇用創造事業に充当できる取り扱いとなったことから、当該事業の執行残についても併せて増額するもの。

○基金執行状況(23年度以降)

区分	平成23年度			平成24年度		
	事業計画額(A)	実績見込額(B)	差引不用額(C=A-B)	当初予算(D)	今回補正(E)	計(F=D+E)
重点分野雇用創造事業	1,829,987	1,409,588	420,399	2,694,540	736,875	3,431,415
緊急雇用事業	2,632,286	2,315,810	316,476	-	-	-

○事業実施計画

〔県事業〕 410,415千円

- ・緊急雇用対応(追加人数50人想定、期間6ヶ月、事務費含む)・・・65,110千円
- ・重点分野職場体験型雇用事業(県緊急雇用対応補充分)・・・85,000千円
- ・上記の他、6月補正予算で対応する事業・・・56,274千円
- ・予備枠(※)・・・204,031千円

※予備枠の範囲内で随時、一般失業者向けの事業を実施し機動的な雇用創出に活用。

〔市町村事業〕 326,460千円

- ・県と同様の事業を行う市町村へ補助金(補助率10/10)を交付することにより、雇用機会を創出する。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成20年度末に国の交付金を受けて15.7億円の基金を造成して事業を開始。
- ・平成21年度の国補正予算で51.7億円、平成22年度の国予備費、補正予算で16.1億円の追加配分。更に、平成23年度の国第3次補正予算で21.3億円の追加配分を受けた。
- ・平成23年度で終了した緊急雇用事業の執行残額については、国へ返納することとなっていたが、平成24年度に継続実施している重点分野雇用創出事業等に充当できる取り扱いとなり、基金を有効に活用できることとなった。

平成24年度6月補正予算対応事業(予算議決後に実施)

緊急雇用創出事業

①重点分野雇用創出事業

所属名	事業名	雇用創出人数 (延べ、人)	H24予算額 (千円)	左のうち 人件費 (千円)	事業内容
(商工労働部) 経済通商総室	とっとり企業支援ネットワーク連携強化事業	9	30,054	25,688	中小企業金融円滑化法の終了を控え、経営支援と金融支援を一体的に推進して、中小企業者の経営再生の取り組みを促進するため、鳥取県経営再生サポートセンター(サテライトオフィス)へのコーディネーターの配置、4商工会議所への経営支援員等の代員職員を配置する。
(商工労働部) 産業振興総室	地域資源活用・農商工連携促進事業	2	5,953	4,820	県内の農商工連携の取り組みを促進し、入口・出口戦略(売れる商品企画、マッチング、販路開拓等)を見据えた取り組みの強化を図るため、(公財)鳥取県産業振興機構に農商工連携専門コーディネーター(マッチング担当、販路開拓担当)2名を配置する。
(農林水産部) 畜産課	県産牛肉安心確保対策事業	3	9,366	4,894	現在、県食肉衛生検査所が実施している牛肉放射性物質の全頭検査を、8月から県内出荷団体の自主検査に移行するにあたり、放射性物質検査や県産牛肉の安心・安全の取組のPRについて委託する。
(農林水産部) 森林・林業総室	森林経営改善指導補助員配置・育成事業	3	8,241	5,517	集約化による効率的な林業経営を進める森林経営改善指導員を補助するための森林経営改善指導補助員を森林組合に配置・育成するにあたり、森林経営計画の作成や森林所有者への施策提案活動等を強化するため、新たに森林経営改善指導補助員を3名追加することとし、増額するもの。 新規雇用人数 3人(当初10人→補正後13人)
(農林水産部) 水産振興局水産課	水生生物とのふれあい促進事業	2	2,660	2,660	かにっこ館を訪れる機会の少ない、子どもからお年寄りまで幅広い県民を対象に水生生物とのふれあいを促進するため、非常勤職員を採用し、「出前かにっこ館」を実施する。
合	計	19	56,274	43,579	

②地域人材育成事業 該当事業なし

③震災等緊急雇用対応事業 該当事業なし

平成24年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費

1項 労政費

1目 労政総務費

雇用人材総室[雇用就業支援室](内線:7229)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)よなご若者仕事ぶらざ移転整備事業	0	8,745	8,745				8,745	
トータルコスト	0	10,354	10,354	(補正に係る主な業務内容) 若年者就業支援窓口の移転				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人					
工程表の政策目標(指標)	若年者の就業支援:40歳未満の就職率を前年以上とする							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>利用者の利便性の向上を図るため、ハローワーク米子の移転にあわせ、「よなご若者仕事ぶらざ」をハローワークに併設して移転する。</p> <p>(1) よなご若者仕事ぶらざの概要</p> <p>設置場所:米子市明治町250(米子駅前)</p> <p>対象者:おおむね40歳未満の者(在校生、在職者を含む)</p> <p>開所時間:月～金 午前10時～午後6時、土 第1・3土曜日のみ (併設ハローワークは月～金)</p> <p>開設日:平成17年5月11日</p> <p>(2) 移転場所及び時期</p> <p>移転場所:イオン米子駅前店4階(米子市末広町)</p> <p>移転時期:11月下旬</p> <p>2. 主な事業内容</p> <p>(1) 工事関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間仕切りのためのパーティション工事 ・電気工事(幹線、コンセント、その他) <p>※照明、空調、消防設備については、既存設備を利用する方向で調整中。</p> <p>(2) 備品関係</p> <p>精査の上、必要に応じて9月補正で対応</p> <p>3. これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のよなご若者仕事ぶらざについては、個別面談やセミナーを実施するための十分なスペースの確保が出来ておらず、また駐車場も不足気味であることから、ハローワーク米子の移転に併せて移転することとした。 ・また、週1回行っている若者サポートステーションの出張相談スペース(現在はコンベンションを借用)を確保し、若者仕事ぶらざと若者サポートステーションがより連携した支援を実施することとする。 								

平成24年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
2項 工鉱業費
1目 工鉱業総務費

産業振興総室〔企業立地推進室〕(内線:7220)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[制度改正] 企業立地事業補助金	1,989,588	0	1,989,588					
トータルコスト	2,007,289	0	2,007,289	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.2人	0.0人	2.2人	—				
工程表の政策目標(指標)	県外企業の誘致促進: 県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の促進: 県内企業の新增設の増加を図る							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内における企業立地の促進及び雇用拡大を図り、もって県内経済の活性化に資するため、特に著しい雇用の増加を伴う企業立地事業等に対する助成を拡充するとともに、県内で新たにコンテンツの制作等に係る事業を行う者に対する補助金を新設する等所要の改正を行う。

2 主な事業内容

- (1) 企業立地事業のうち、製造、開発等を集約した拠点と知事が認める工場等に関するもの又は特に著しい雇用の増加を伴うと知事が認めるものに対する企業立地事業補助金の額に、投下固定資産額に100分の10(現行 100分の5)を乗じて得た額及び初年度貸借料の額に100分の50(現行 100分の25)を乗じて得た額を加算する。
- (2) 企業立地事業補助金の対象事業にコンテンツの制作等に係る事業で投資額が3,000万円を超え、雇用増が5人以上のものを追加する。
- (3) 県内において新たに行うコンテンツ制作等にかかる事業を行う者であって、3人以上の新規雇用労働者(このうち、県外からの転居者以外の者は、1人以上とする。)を雇用することについて知事の認定を受けたものに対しては、当該事業に係る次に掲げる額を5年間に限り助成する。
ア その間に増加した新規雇用労働者(6月を超えて雇用された者に限る。) 1人につき50万円
イ 事業の用に供する事業所及び設備機器の賃借料、電気通信役務の提供を受けるのに要する費用の額等の2分の1に相当する額

<補助制度の概要>

○企業立地事業

対象事業	製造業	自然科学研究所	ソフトウェア業、機械設計業、コンテンツ事業	情報処理・提供サービス業
要件	投下固定資産額 新規常時雇用者数	1億円超 10人以上	3千万円超 技術者等5人以上	3千万円超 20人以上(含パート)
補助金額	投下固定資産額	10~15%	30%	10%
	リース料・賃借料	操業開始から1年間のリース料・賃借料×1/2		
	補助限度額	30億円	10億円	10億円
	加算措置	○戦略的推進分野、先進的技術又は県内資源の活用、著しい雇用を伴う事業で知事が特に認めたもの ・製造・開発等を集約した拠点と知事が認める工場等 ・特に著しい雇用増加を伴うと知事が認めるもの		

○コンテンツ関連雇用事業補助金

補助対象経費	①人件費 ②通信費 ③借室料及び設備機器リース料
新規常時雇用者数	3人以上
補助金額	①人件費: 新規常用雇用者1人につき 50万円 ②・③通信料、借室料及び設備機器リース料の1/2
補助限度額	①人件費: 5,000万円(5年間で100人を上限) ②通信料: 500万円(1年間につき) ③借室料及び設備機器リース料: 1,000万円(1年間につき)
補助期間	5年間

3 これまでの取組状況、改善点

企業のニーズ、経済情勢の変化に応じて、助成制度の充実を図っている。

平成24年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
 2 項 工鉱業費
 1 目 工鉱業総務費

産業振興総室[企業立地推進室](内線:7664)
 (単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考																								
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源																									
[債務負担行為] 企業投資促進の ための工業団地 再整備事業補助 金	262,811	(債務負担 行為額 300,000) 89,996	(債務負担 行為額 300,000) 352,807				(債務負担 行為額 300,000) 89,996																									
トータルコスト	263,616	89,996	353,612	(補正に係る主な業務内容) 申請書の審査・補助金の交付手続																												
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人																													
工程表の政策目 標(指標)	県外企業の誘致促進: 県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の促進: 県内企業の新增設の増加を図る																															
事業内容の説明 1 事業の目的・概要 企業投資の促進を図るため、既存工業団地において、市町村が行う団地の再整備に要する経費の一部を補助する。 2 主な事業内容 新規誘致案件に伴う工業団地再整備事業補助金における予算の補正を行うものである。 [補助事業の概要] ○津ノ井工業団地 鳥取市が津ノ井工業団地において行う貸し工場の整備に係る経費の一部を補助する。 (単位:千円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業費</th> <th>補助対象経費</th> <th>県補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24</td> <td>179,991</td> <td>179,991</td> <td>89,996</td> </tr> </tbody> </table> 整備期間: 平成24年6月～平成24年10月 ○若葉台北工業団地 鳥取市が若葉台北工業団地において行う貸し工場の整備に係る経費の一部を補助する。 本事業は、債務負担行為により実施。 (単位:千円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>債務負担の期間</th> <th>事業費</th> <th>補助対象経費</th> <th>県補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度 ～27年度</td> <td>600,000</td> <td>600,000</td> <td>300,000</td> </tr> </tbody> </table> 整備期間: 平成24年7月～平成25年8月 [補助制度の概要] (1) 補助要件 ・市町村又は土地開発公社が取得し、又は造成した工場等の用に供するための一団の土地。 ・企業が次に掲げる投資を行うこと。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>貸し工場のみ の再整備事業 (次のいずれか)</th> <th>貸し工場のみ の整備を除く再 整備事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・投資額1億円以上かつ新規常用雇用者数10人以上 ・新規常用雇用者数20人以上</td> <td>・投資額20億円以上かつ 新規常用雇用者数30人以上</td> </tr> </tbody> </table> (2) 補助対象事業 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>団地区域内</th> <th>団地区域外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地造成(再整備により必要となる補償費を含む)及び道路、排水施設、上下水道等の移設又は改良、貸し工場の整備</td> <td>道路、排水施設の新設又は改良</td> </tr> </tbody> </table> (3) 補助金 補助対象経費に1/2を乗じた額(限度額3億円) 3 これまでの取組状況、改善点 ・平成21年度に制度を創設し、すでに3件の工業団地整備を行っている。企業の大規模投資、県外企業の誘致促進に繋がっている。 ・当該案件は4、5件目であり、企業のニーズに応じた既存工業団地の有効利用を図っている。									年度	事業費	補助対象経費	県補助金	H24	179,991	179,991	89,996	債務負担の期間	事業費	補助対象経費	県補助金	平成25年度 ～27年度	600,000	600,000	300,000	貸し工場のみ の再整備事業 (次のいずれか)	貸し工場のみ の整備を除く再 整備事業	・投資額1億円以上かつ新規常用雇用者数10人以上 ・新規常用雇用者数20人以上	・投資額20億円以上かつ 新規常用雇用者数30人以上	団地区域内	団地区域外	用地造成(再整備により必要となる補償費を含む)及び道路、排水施設、上下水道等の移設又は改良、貸し工場の整備	道路、排水施設の新設又は改良
年度	事業費	補助対象経費	県補助金																													
H24	179,991	179,991	89,996																													
債務負担の期間	事業費	補助対象経費	県補助金																													
平成25年度 ～27年度	600,000	600,000	300,000																													
貸し工場のみ の再整備事業 (次のいずれか)	貸し工場のみ の整備を除く再 整備事業																															
・投資額1億円以上かつ新規常用雇用者数10人以上 ・新規常用雇用者数20人以上	・投資額20億円以上かつ 新規常用雇用者数30人以上																															
団地区域内	団地区域外																															
用地造成(再整備により必要となる補償費を含む)及び道路、排水施設、上下水道等の移設又は改良、貸し工場の整備	道路、排水施設の新設又は改良																															

平成24年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
2項 工鉱業費
2目 中小企業振興費

産業振興総室[新事業開拓室](内線:7657)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)共同受注促進支援モデル事業	0	20,000	20,000				20,000	
トータルコスト	0	20,805	20,805	(補正に係る主な業務内容) 支援対象組合等の募集、補助金交付、連絡調整事務など				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)	県内中小企業者の経営革新計画承認件数及び経営革新計画達成企業割合の増加、県版経営革新の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内製造業等の共同受注の推進を図るため、協同組合等県内中小企業グループが、販売力・製品開発力などの経営資源を相互に活用しての受注拡大に向けた取組を支援する。

2 主な事業内容

(1) 事業名等

鳥取県中小企業団体中央会、(公財)鳥取県産業振興機構、(地独)鳥取県産業技術センターで構成するチーム支援を受けながら協同組合等県内中小企業グループが共同受注に取り組む次の経費を助成する。

補助金名	共同受注促進支援モデル事業補助金
補助事業者	協同組合又は組織化を前提とした中小企業グループ
予算額	20,000千円 (@10,000千円×2件)
補助対象事業	・共同受注可能な製品開発に係る研究開発事業 ・商談会参加などの販路開拓事業
補助率	・補助対象事業費6,000千円までは2/3以内 ・それを超える部分につき1/2以内
補助金上限額	1組合・中小企業グループあたり1千万円
補助事業実施期間	最長24か月(債務負担行為の設定)

(2) 支援チームの構成機関と役割分担

ア 協同組合が取り組む場合

- 鳥取県中小企業団体中央会が事業運営支援
 - ・(公財)鳥取県産業振興機構(販路開拓)
 - ・(地独)鳥取県産業技術センター(研究開発の技術的支援)
 - ・県(運用・管理)

↓
[共同受注の安定化]

イ 中小企業グループが取り組む場合

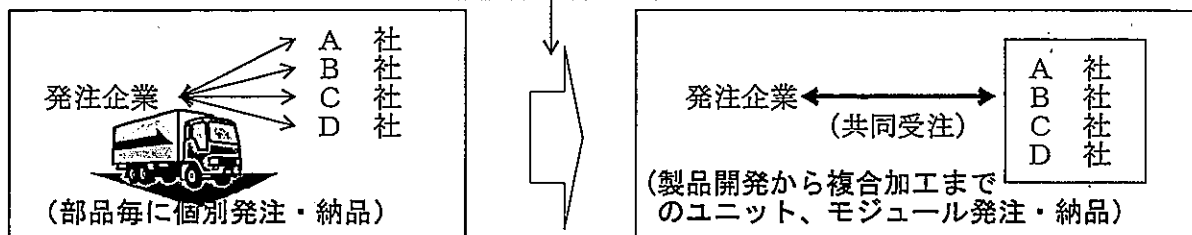
- (公財)鳥取県産業振興機構がグループを束ねて統轄(事業運営、販路開拓など)
 - ・(地独)鳥取県産業技術センター(研究開発の技術的支援)
 - ・県(運用・管理)
 - ・(軌道に乗り始めて)鳥取県中小企業団体中央会が組織化支援

↓
[共同受注の安定化]

3 これまでの取組状況、改善点

[共同受注のイメージ]

行政からの支援



事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
(新)地域資源活用・農商工連携促進事業	(0)	(5,953)	(5,953)			(5,953)		
事業内容の説明				※緊急雇用創出事業で一括計上				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>農商工連携支援事業に係る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マッチング担当 (案件掘り起こし、マッチング、計画ブラッシュアップ等) ・販路開拓担当 (人脈を活かしての企業訪問、バイヤーを招いての商談会開催等)のコーディネーター各1名を(公財)鳥取県産業振興機構に増員配置する。 <p>[参 考]</p> <p>(公財)鳥取県産業振興機構にH21年度から農商工連携コーディネーター1名を配置(コーディネーターの役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案件の掘り起こし・マッチング、支援策のコーディネート ・補助金事務(農商工・地域資源ファンド事業) ・事業計画のブラッシュアップ、実施中・実施後のフォローアップ <p>[背 景]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H21年度から開始した農商工連携支援事業に係る支援対象企業数が増加・累積。(H21~23年度)相談受付案件計:101件、うち支援策の活用結びついた案件:50件 ・本県の豊かな地域資源を産業振興・雇用創出につなげていくため、入口・出口戦略を見据えた取組、体制の充実強化を図る。 <p>2 主な事業内容</p> <p>(公財)鳥取県産業振興機構に農商工連携専門コーディネーター(マッチング担当、販路開拓担当)2名を増員配置、その活動事業費を委託する。</p> <p>所要額:委託料5,953千円</p> <p>内訳)人件費:4,820千円</p> <p>旅費等:1,133千円</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農商工連携促進ファンド事業(H21~31年度)により新たな取組の創出を支援。 ・農商工連携促進ファンド事業の助成:50件(H23年度末時点) ・農商工連携は、農林漁業者と中小企業者が有機的な連携を構築し、互いのメリットを生かす合う取組み。創意工夫と継続的な普及啓発活動を始め、東・中・西部の各総合事務所に設置した地域密着型の現地支援チームと連携して、農商工マッチングをより強力に進めていく必要がある。 								

平成24年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

産業振興総室〔次世代環境産業室〕(内線:7656)

2目 中小企業振興費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)燃料・エネルギー使用合理化対策支援事業	0	10,500	10,500				10,500	
トータルコスト	0	11,305	11,305	(補正に係る主な業務内容)				委託事業の入札・契約、受診事業者の募集・決定、フォーラム開催業務
従事する職員数	0,0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)	県内企業の環境対策促進、企業競争力の強化							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

デフレや燃料費の高止まりで企業の収益状況は厳しく、CO2排出削減や節電の社会的要請への対応にも迫られている中、エネルギー使用の合理化を図り原油等の燃料・エネルギー価格に影響されにくい企業体質への転換・強化を進めることが急務となっている。

企業が取り組むエネルギー使用合理化対策の効率的な計画づくりと実践を支援するため、専門家による省エネ診断を実施するとともに、普及啓発のための実践フォーラム等を開催する。

2 主な事業内容

(1) 省エネ診断の実施 10,500千円

エネルギーの専門家が事業所のエネルギー使用・管理の実態を調査し、効果的な改善対策をとりまとめて提案する「省エネ診断」を実施する。

診断件数	50件
対象	年間の原油換算エネルギー使用量が100KL/年未満の県内事業者(社会福祉法人、医療法人、農協等を含む) ※原油換算エネルギー使用量が100KL~1500KL/年の事業所は(財)省エネルギーセンターの無料省エネ診断が利用可能
実施時期	10月~2月

(2) エネルギー使用合理化対策実践フォーラムの開催(既存予算内)

対象	県内企業
会場・時期	鳥取市、米子市(2カ所)・10月頃
内容	・省エネ、環境経営の専門家による講演((財)省エネルギーセンター連携) ・省エネ診断紹介、省エネ・節電のポイント ・省エネ診断、県補助金を活用した省エネ成果事例の紹介

(3) 商工団体向け「中小企業の経営に生かす省エネ対策セミナー」の開催(既存予算内)

企業の経営相談や経営指導を行う商工団体の経営支援員向けに省エネセミナーを開催し、日々の経営指導の中で省エネ対策を経営改善につなげていくための意識啓発を行う。

3 これまでの取組状況、改善点

平成23年度から「戦略的な『環境経営』推進事業」において、中小企業を対象とした補助金制度との組合せによる省エネ診断を実施し好評を得たところ。

本事業では、中小企業に限定せず県内事業者への省エネ診断の実施を幅広く推進し、併せて省エネ対策知識の普及啓発を行う。(エネルギー使用規模により国の無料診断等を活用)

平成24年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室〔産学金官連携室〕(内線:7663)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考										
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源											
とっとりバイオフロンティア動物飼育支援事業	25,681	9,898	35,579				9,898											
トータルコスト	26,486	9,898	36,384	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付業務														
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人															
工程表の政策目標(指標)	染色体工学技術等を活用したバイオ関連産業の創出等:研究開発成果を活用した事業化(事業化件数1件/年)																	
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 平成23年4月に開所したとっとりバイオフロンティアの円滑な事業推進のため、とっとりバイオフロンティアへの入居企業の利用に供するヒト化マウス等の生産、飼育に係る経費を補助し、事業化の推進を図る。</p> <p>2 主な事業内容 新たに設立された鳥大発バイオベンチャー企業に対し助成するため、「マウス生産支援補助金」を増額する。 ○新企業 ・名 称: 株式会社ジーピーシー研究所(※GPC…ゲノム プログラム アンド コントロール) ・設 立: 平成24年3月 ・事業内容: 「創薬・食品評価発光マウス」(毒性や薬の効き方、食品の効果の確認を「光」で検証できる遺伝子改変マウス)の改良・作成及び医薬品・食品の開発等に係る評価試験の受託業務等 ○マウス生産支援補助金 補助金額: 9,898千円【14,847千円(生産・飼育経費)×2/3(補助率)】 <補助制度> ・補助対象者: マウス生産企業(ヒト化マウス等及び細胞の生産企業) ・補助対象経費: マウス生産に係る人件費、消耗品、ケージ利用料等生産・飼育経費 ・補 助 率: 2/3</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 ヒト化マウス等生産企業である(株)クロモセンター(鳥大発ベンチャー)に対して、平成23年度より本補助金による支援を行っている。 また、「とっとりバイオフロンティア」の入居状況は下記のとおりで、鳥取大学と連携して研究開発等に取り組んでいる。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">3階貸し研究室</td> <td>貸し居室(4/4満室)</td> <td>(株)クロモセンター、アスピオファーマ(株)、味の素(株)、(財)鳥取バイオサイエンス振興会</td> </tr> <tr> <td>貸し実験室(3/4残1)</td> <td>(株)クロモセンター、(株)エムコ、(株)ジーピーシー研究所</td> </tr> <tr> <td>2階共同利用実験室</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>1階オープンラボ</td> <td colspan="2">鳥取大学染色体工学研究センター</td> </tr> </table>								3階貸し研究室	貸し居室(4/4満室)	(株)クロモセンター、アスピオファーマ(株)、味の素(株)、(財)鳥取バイオサイエンス振興会	貸し実験室(3/4残1)	(株)クロモセンター、(株)エムコ、(株)ジーピーシー研究所	2階共同利用実験室	-		1階オープンラボ	鳥取大学染色体工学研究センター	
3階貸し研究室	貸し居室(4/4満室)	(株)クロモセンター、アスピオファーマ(株)、味の素(株)、(財)鳥取バイオサイエンス振興会																
	貸し実験室(3/4残1)	(株)クロモセンター、(株)エムコ、(株)ジーピーシー研究所																
2階共同利用実験室	-																	
1階オープンラボ	鳥取大学染色体工学研究センター																	

平成24年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費

2 項 工鉱業費

産業振興総室〔産学金官連携室〕(内線:7663)

2 目 中小企業振興費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
(新)とっとりバイオフロンティア基金造成補助事業	0	1,688	1,688			(諸収入) 1,688		
トータルコスト	0	2,493	2,493	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務等				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)	研究開発成果を活用した事業化(事業化件数1件/年)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

指名指定管理施設については、指定管理者の選定に際して、公募選定のように競争が働いていないことから、管理委託料に余剰額が生じた場合は、その全額を県に返納することになっている。また、県がその返納額の範囲内で、指定管理者が公益事業への充当等を目的として設ける基金の造成経費に対して、改めて補助金として交付することとしている。

このたび、県に返納する平成23年度管理委託料の余剰額のうち、経営努力によらない額(外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額等)を控除した額の2分の1を、指定管理者に基金造成補助金として交付するもの。

2 主な事業内容

区分	金額	主な内容
平成23年度管理委託料支払額	千円 43,636	
平成23年度管理委託料余剰額 (A)	11,014	・修繕費の減 ・光熱水費の減 ・委託料の減(請負差額等)
経営努力によらない額 (複数年契約導入による請負差額等) (B)	7,639	・実験機器保守業務委託等
差引 (C) = (A) - (B)	3,375	
基金造成補助金 (D) = (C) × 1/2	1,688	

- ・補助金交付先:公益財団法人鳥取県産業振興機構(指定管理者)
- ・基金を充当できる事業
 - (1) 指定管理者が寄付行為に定める公益事業
 - (2) とっとりバイオフロンティアの管理運営

平成24年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉦業費

産業振興総室[産学金官連携室](内線:7663)

5目 産業技術センター費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考																																												
				国庫補助	起 債	その他	一般財源																																													
(新)(地独)鳥取県産業技術センター運営費補助金	0	3,361	3,361		<1,440> 3,000		361	県費負担 1,801																																												
トータルコスト	0	3,361	3,361	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付業務																																																
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人																																																	
工程表の政策目標(指標)	—																																																			
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの運営に必要な経費の一部について、運営費交付金で賄うには財政上影響が大きいのについて補助金を交付する。</p> <p>2 主な事業内容 平成23年9月に上陸した台風12号の影響で崩落した機械素材研究所(米子市日下)の敷地内法面の復旧工事費の増額を行う。</p> <p>《増額理由》 工事施工中に、当初想定していた工法(現地発生土の再利用による法面補強)では土質が軟弱なため適切な復旧工事が行えないことが分かり、石灰混合等により土質を改良する必要があるため。</p> <p>《復旧工事全体の経費内訳》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策の項目</th> <th>対策の内容</th> <th>経費内訳</th> <th>工 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)土砂撤去工事</td> <td>崩落土砂の撤去</td> <td>703</td> <td>H23.9.7~10.6(工事完了)</td> </tr> <tr> <td>(2)仮復旧工事</td> <td>シート、土のう等設置</td> <td>893</td> <td>H23.9.12~10.11(工事完了)</td> </tr> <tr> <td>(3)シート撤去及び再敷設工事</td> <td>測量・地質調査のためのシート撤去、再敷設</td> <td>105</td> <td>H23.10.6~10.21(工事完了)</td> </tr> <tr> <td>(4)測量・地質調査</td> <td>実施設計に係る測量、地質調査</td> <td>867</td> <td>H23.9.29~10.28(完了)</td> </tr> <tr> <td>(5)実施設計業務</td> <td>工事に係る設計図等の作成</td> <td>3,096</td> <td>H23.11.21~H24.1.20(完了)</td> </tr> <tr> <td>(6)シート養生</td> <td>強風等による破損シートの養生</td> <td>72</td> <td>H23.11.25~H23.11.26(完了)</td> </tr> <tr> <td>(7)法面保護工事</td> <td>補強土盛土工</td> <td>20,000</td> <td>H24.3.21~H24.9.11(実施中) ※H23.11月議会において繰越予算承認済み(21,500千円)</td> </tr> <tr> <td>(8)工事監理業務</td> <td>現場監理</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9)今回追加工事</td> <td>石灰混合等による土質改良</td> <td>3,361</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>30,597</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									対策の項目	対策の内容	経費内訳	工 期	(1)土砂撤去工事	崩落土砂の撤去	703	H23.9.7~10.6(工事完了)	(2)仮復旧工事	シート、土のう等設置	893	H23.9.12~10.11(工事完了)	(3)シート撤去及び再敷設工事	測量・地質調査のためのシート撤去、再敷設	105	H23.10.6~10.21(工事完了)	(4)測量・地質調査	実施設計に係る測量、地質調査	867	H23.9.29~10.28(完了)	(5)実施設計業務	工事に係る設計図等の作成	3,096	H23.11.21~H24.1.20(完了)	(6)シート養生	強風等による破損シートの養生	72	H23.11.25~H23.11.26(完了)	(7)法面保護工事	補強土盛土工	20,000	H24.3.21~H24.9.11(実施中) ※H23.11月議会において繰越予算承認済み(21,500千円)	(8)工事監理業務	現場監理	1,500		(9)今回追加工事	石灰混合等による土質改良	3,361		合 計		30,597	
対策の項目	対策の内容	経費内訳	工 期																																																	
(1)土砂撤去工事	崩落土砂の撤去	703	H23.9.7~10.6(工事完了)																																																	
(2)仮復旧工事	シート、土のう等設置	893	H23.9.12~10.11(工事完了)																																																	
(3)シート撤去及び再敷設工事	測量・地質調査のためのシート撤去、再敷設	105	H23.10.6~10.21(工事完了)																																																	
(4)測量・地質調査	実施設計に係る測量、地質調査	867	H23.9.29~10.28(完了)																																																	
(5)実施設計業務	工事に係る設計図等の作成	3,096	H23.11.21~H24.1.20(完了)																																																	
(6)シート養生	強風等による破損シートの養生	72	H23.11.25~H23.11.26(完了)																																																	
(7)法面保護工事	補強土盛土工	20,000	H24.3.21~H24.9.11(実施中) ※H23.11月議会において繰越予算承認済み(21,500千円)																																																	
(8)工事監理業務	現場監理	1,500																																																		
(9)今回追加工事	石灰混合等による土質改良	3,361																																																		
合 計		30,597																																																		

(注) 起債欄の上段<>書きは、交付税措置額を除いた金額である。
県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成24年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

1項 商業費

2目 商業振興費

市場開拓課(内線:7963)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
食のみやこ鳥取県推進事業(とっりの逸品販路拡大支援事業)	16,281	2,907	19,188				2,907															
トータルコスト	33,178	4,516	37,694	(補正に係る主な業務内容)																		
従事する職員数	2.1人	0.2人	2.3人	県産食材PR試食会及び鳥取フェアの実施業務																		
工程表の政策目標(指標)	県産品の販路拡大:商談会・県フェア開催によるマッチング機会を増やす																					
事業内容の説明																						
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>(1) 商圏として農産物、水産物にとって重要な地域である中京圏で、提携レストランと連携して県産食材PR試食会や県フェアを実施し、農水産物の売り込みを図る。</p> <p>(2) 情報発信力、PR効果が高い首都圏で実施する県フェア等に、情報発信力や影響力が高いマスコミ関係者や著名文化人を招待することにより、県産食材の知名度のより一層の向上を図る</p>																						
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県産食材PR試食会及び鳥取フェアin中京圏</td> <td>県産食材PR試食会 提携レストランで実施する県産食材を使った試食会に、シェフ等を招き試食してもらうことでレストラン等での県産食材の使用拡大を図る。</td> <td>440千円</td> </tr> <tr> <td>提携レストランでの県フェア 県産食材を使った県フェアを提携レストランで実施することにより県産食材の使用拡大を図る。</td> <td>667千円</td> </tr> <tr> <td>県産食材PRイベント ～とっとり食の応援団づくり～</td> <td>首都圏の提携レストラン等で実施する県産食材を使った県フェアに、マスコミ関係者や著名文化人等を招き食べてもらって、応援団になっていただくことで、県産食材の知名度の向上を図る。</td> <td>1,800千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>2,907千円</td> </tr> </tbody> </table>								事業名	内容	予算額	県産食材PR試食会及び鳥取フェアin中京圏	県産食材PR試食会 提携レストランで実施する県産食材を使った試食会に、シェフ等を招き試食してもらうことでレストラン等での県産食材の使用拡大を図る。	440千円	提携レストランでの県フェア 県産食材を使った県フェアを提携レストランで実施することにより県産食材の使用拡大を図る。	667千円	県産食材PRイベント ～とっとり食の応援団づくり～	首都圏の提携レストラン等で実施する県産食材を使った県フェアに、マスコミ関係者や著名文化人等を招き食べてもらって、応援団になっていただくことで、県産食材の知名度の向上を図る。	1,800千円	合計		2,907千円	
事業名	内容	予算額																				
県産食材PR試食会及び鳥取フェアin中京圏	県産食材PR試食会 提携レストランで実施する県産食材を使った試食会に、シェフ等を招き試食してもらうことでレストラン等での県産食材の使用拡大を図る。	440千円																				
	提携レストランでの県フェア 県産食材を使った県フェアを提携レストランで実施することにより県産食材の使用拡大を図る。	667千円																				
県産食材PRイベント ～とっとり食の応援団づくり～	首都圏の提携レストラン等で実施する県産食材を使った県フェアに、マスコミ関係者や著名文化人等を招き食べてもらって、応援団になっていただくことで、県産食材の知名度の向上を図る。	1,800千円																				
合計		2,907千円																				
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>(1) 中京圏では、JR名古屋高島屋や中日ビルでの県フェアを通じ、加工品は一定の浸透はしてきている。</p> <p>(2) 3月下旬にトットリーネで実施した鳥取和牛オレイン55試食会が招待者であるマスコミ関係者から好評で、他の食材にも高い関心を示されていた。また3月23日～25日のエンジン01文化戦略会議のため来県された著名文化人からも県産食材や地酒を高く評価していただいた。</p>																						

平成24年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(商工労働部)

(単位:千円)

款 項 目	5款 労働費									
	節 別	補正前	補正額	補正後	うち商工労働部			1項 労政費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	215,413	83,378	298,791	189,239	83,378	272,617	109,214	83,378	192,592	
2 給 料	163,768		163,768	133,992		133,992	48,386		48,386	
3 職 員 手 当 等	83,712		83,712	67,428		67,428	24,349		24,349	
4 共 済 費	91,902	14,723	106,625	80,582	14,723	95,305	35,548	14,723	50,271	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賃 金	1,881	132,025	133,906	1,881	132,025	133,906	1,881	132,025	133,906	
8 報 償 費	285,814		285,814	285,516		285,516	165,597		165,597	
9 旅 費	18,921	1,203	20,124	13,862	1,203	15,065	5,846	1,203	7,049	
費用弁償	9,740	703	10,443	6,532	703	7,235	4,148	703	4,851	
普通旅費	5,442	500	5,942	4,042	500	4,542	1,554	500	2,054	
特別旅費	3,739		3,739	3,288		3,288	144		144	
10 交 際 費	50		50							
11 需 用 費	44,544	8,535	53,079	42,183	8,535	50,718	8,757	8,535	17,292	
12 役 務 費	13,545	2,208	15,753	11,463	2,208	13,671	5,019	2,208	7,227	
13 委 託 料	1,764,243	158,402	1,922,645	1,764,138	158,402	1,922,540	1,537,553	158,402	1,695,955	
14 使用料及び賃借料	47,606	9,941	57,547	46,902	9,941	56,843	19,379	9,941	29,320	
15 工 事 請 負 費		8,745	8,745		8,745	8,745		8,745	8,745	
16 原 材 料 費										
17 公 有 財 産 購 入 費										
18 備 品 購 入 費	2,391		2,391	2,325		2,325				
19 負担金、補助及び交付金	1,275,289	326,460	1,601,749	1,266,440	326,460	1,592,900	1,209,704	326,460	1,536,164	
20 扶 助 費	304		304	304		304				
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料										
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金	2,369		2,369	2,369		2,369	2,369		2,369	
26 寄 付 金										
27 公 課 費	56		56	56		56				
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	4,011,808	745,620	4,757,428	3,908,680	745,620	4,654,300	3,173,602	745,620	3,919,222	
財 源 内 訳	国 庫	417,283		417,283	417,283		417,283	124	124	
	地 方 債									
	そ の 他	2,709,364	736,875	3,446,239	2,709,364	736,875	3,446,239	2,694,784	736,875	
	一 般 財 源	885,161	8,745	893,906	782,033	8,745	790,778	478,694	8,745	

(単位:千円)

款 項 目	7款 商工費									
	1目 労政総務費			補正前	補正額	補正後	うち商工労働部			
	節 別	補正前	補正額				補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	109,214	83,378	192,592	54,068		54,068	35,110		35,110	
2 給 料	48,386		48,386	450,362		450,362	301,482		301,482	
3 職 員 手 当 等	24,349		24,349	226,633		226,633	151,713		151,713	
4 共 済 費	35,548	14,723	50,271	218,555		218,555	159,025		159,025	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賞 金	1,881	132,025	133,906							
8 報 償 費	185,525		185,525	304,721	1,440	306,161	296,172	1,440	297,612	
9 旅 費	5,524	1,203	6,727	77,758	120	77,878	40,883	120	41,003	
費用弁償	4,148	703	4,851	8,514		8,514	5,365		5,365	
普通旅費	1,263	500	1,763	43,548		43,548	22,443		22,443	
特別旅費	113		113	25,696	120	25,816	13,075	120	13,195	
10 交 際 費										
11 冊 用 費	8,142	8,535	16,677	56,646		56,646	25,917		25,917	
12 役 務 費	4,219	2,208	6,427	40,842		40,842	23,707		23,707	
13 委 託 料	1,508,481	158,402	1,666,883	1,164,983	20,107	1,185,090	284,315	13,407	297,722	
14 使用料及び賃借料	19,339	9,941	29,280	110,004	288	110,292	77,174	288	77,462	
15 工 率 請 負 費		8,745	8,745	14,002		14,002				
16 原 材 料 費										
17 公 有 財 産 購 入 費										
18 備 品 購 入 費				2,666		2,666	2,666		2,666	
19 負担金、補助及び交付金	1,206,917	326,460	1,533,377	7,513,070	194,987	7,708,057	6,993,565	159,987	7,152,552	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金				3,336,491		3,336,491	3,285,307		3,285,307	
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金				3,000		3,000	3,000		3,000	
25 積 立 金	2,369		2,369							
26 寄 付 金										
27 公 課 費										
28 繰 出 金				19,110		19,110	19,110		19,110	
予 備 費										
計	3,139,894	745,620	3,885,514	13,592,911	216,942	13,809,853	11,699,146	174,242	11,873,388	
財 源 内 訳	国 庫	124		124	23,954		23,954			
	地 方 債				1,200,000	3,000	1,203,000	1,200,000	3,000	
	そ の 他	2,694,784	736,875	3,431,659	2,913,140	33,688	2,946,828	2,110,889	1,688	
	一 般 財 源	444,986	8,745	453,731	9,455,817	180,254	9,636,071	8,388,257	169,554	

(単位:千円)

款 項 目		1 項 商業費								
					2 目 商業振興費			3 目 金融対策費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
節 別										
1	報 酬	17,670		17,670	13,992		13,992			
2	給 料	178,656		178,656						
3	職 員 手 当 等	89,904		89,904						
4	共 済 費	70,606		70,606	2,120		2,120			
5	災 害 補 償 費									
6	恩 給 及 び 退 職 年 金									
7	賃 金									
8	報 償 費	3,804	1,440	5,244	3,004	1,440	4,444			
9	旅 費	21,799	120	21,919	6,808	120	6,928	879		879
	費用弁償	3,143		3,143	870		870			
	普通旅費	14,265		14,265	2,907		2,907	879		879
	特別旅費	4,391	120	4,511	3,031	120	3,151			
10	交 際 費									
11	筈 用 費	13,783		13,783	5,917		5,917	766		766
12	役 務 費	14,625		14,625	4,258		4,258	370		370
13	委 託 料	64,521	2,907	67,428	50,081	2,907	52,988			
14	使用料及び賃借料	56,645	288	56,933	47,360	288	47,648	437		437
15	工 事 請 負 費									
16	原 材 料 費									
17	公有財産購入費									
18	備 品 購 入 費	166		166	166		166			
19	負担金、補助及び交付金	2,329,757	34,044	2,363,801	1,123,162	9,044	1,132,206	892,726	25,000	917,726
20	扶 助 費									
21	賞 付 金	2,996,380		2,996,380				2,996,380		2,996,380
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金	3,000		3,000				3,000		3,000
25	積 立 金									
26	寄 付 金									
27	公 課 費									
28	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	5,861,316	38,799	5,900,115	1,256,868	13,799	1,270,667	3,894,558	25,000	3,919,558
財源内訳	国 庫									
	地 方 債	1,200,000		1,200,000				1,200,000		1,200,000
	そ の 他	1,816,336		1,816,336	19,784		19,784	1,796,530		1,796,530
	一 般 財 源	2,844,980	38,799	2,883,779	1,237,084	13,799	1,250,883	898,028	25,000	923,028

(単位:千円)

款 項 目										
		2項 工総業費			1目 工総業総務費			2目 中小企業振興費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
節 別										
1	報酬	17,440		17,440	15,066		15,066	2,121		2,121
2	給料	122,826		122,826	122,826		122,826			
3	職員手当等	61,809		61,809	61,809		61,809			
4	共済費	88,419		88,419	49,009		49,009	4,047		4,047
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金									
8	報償費	292,368		292,368	181,100		181,100	111,268		111,268
9	旅費	19,084		19,084	6,085		6,085	12,335		12,335
	費用弁償	2,222		2,222	1,486		1,486	72		72
	普通旅費	8,178		8,178	3,825		3,825	4,353		4,353
	特別旅費	8,684		8,684	774		774	7,910		7,910
10	交際費									
11	需用費	12,134		12,134	3,494		3,494	8,640		8,640
12	役務費	9,082		9,082	4,165		4,165	4,917		4,917
13	委託料	219,794	10,500	230,294	6,169		6,169	213,625	10,500	224,125
14	使用料及び賃借料	20,529		20,529	4,121		4,121	16,408		16,408
15	工事請負費									
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	2,500		2,500				2,500		2,500
19	負担金、補助及び交付金	4,663,808	124,943	4,788,751	2,597,134	89,996	2,687,130	1,321,457	31,586	1,353,043
20	扶助費									
21	貸付金	288,927		288,927				288,927		288,927
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金									
26	寄付金									
27	公課費									
28	繰出金	19,110		19,110				19,110		19,110
	予備費									
	計	5,837,830	135,443	5,973,273	3,050,978	89,996	3,140,974	2,005,355	42,086	2,047,441
財源内訳	国									
	地方債		3,000	3,000						
	その他	294,553	1,688	296,241	88		88	294,465	1,688	296,153
	一般財源	5,543,277	130,755	5,674,032	3,050,890	89,996	3,140,886	1,710,890	40,398	1,751,288

(単位:千円)

款 項 目	商工労働部 合計						
	5目 産業技術センター費						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
	節 別						
1 報 酬	253		253	224,349	83,378	307,727	
2 給 料				435,474		435,474	
3 職 員 手 当 等				219,141		219,141	
4 共 済 費	35,363		35,363	239,607	14,723	254,330	
5 災 害 補 償 費							
6 恩 給 及 び 退 職 年 金							
7 賞 金				1,881	132,025	133,906	
8 報 償 費				582,539	1,440	583,979	
9 旅 費	664		664	55,183	1,323	56,506	
費用弁償	664		664	11,897	703	12,600	
普通旅費				26,805	500	27,305	
特別旅費				16,481	120	16,601	
10 交 際 費							
11 需 用 費				68,868	8,535	77,403	
12 役 務 費				35,588	2,208	37,796	
13 委 託 料				2,050,187	171,809	2,221,996	
14 使用料及び賃借料				124,794	10,229	135,023	
15 工 事 請 負 費					8,745	8,745	
16 原 材 料 費							
17 公有財産購入費							
18 備 品 購 入 費				4,991		4,991	
19. 負担金、補助及び交付金	745,217	3,361	748,578	8,290,317	485,447	8,775,764	
20 扶 助 費				304		304	
21 貸 付 金				3,553,418		3,553,418	
22 補償、補填及び賠償金							
23 償還金、利子及び割引料							
24 投資及び出資金				217,759		217,759	
25 積 立 金				2,369		2,369	
26 寄 付 金							
27 公 課 費				56		56	
28 繰 出 金				19,110		19,110	
予 備 費							
計	781,497	3,361	784,858	16,125,935	919,862	17,045,797	
財源内訳	国 庫			417,283		417,283	
	地 方 債		3,000	3,000	1,200,000	3,000	1,203,000
	そ の 他			5,091,240	738,563	5,829,803	
	一 般 財 源	781,497	361	781,858	9,417,412	178,299	9,595,711

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
5款 労働費	
1項 労政費	
1目 労政総務費	
報酬	・非常勤職員（緊急雇用創出事業） 60人
負担金、補助及び交付金	・市町村緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金 326,460
7款 商工費	
1項 商業費	
2目 商業振興費	
負担金、補助及び交付金	・鳥取県地域商業活性化支援事業補助金 5,113 ・燃油高騰対策支援事業補助金 3,931
3目 金融対策費	
負担金、補助及び交付金	・企業自立サポート事業補助金（制度金融費） 25,000
2項 工鉱業費	
1目 工鉱業総務費	
負担金、補助及び交付金	・鳥取県工業団地再整備事業補助金 89,996
2目 中小企業振興費	
負担金、補助及び交付金	・とっとりバイオフロンティアマウス生産支援補助金 9,898 ・共同受注促進支援モデル事業補助金 20,000 ・とっとりバイオフロンティア基金造成事業補助金 1,688
5目 産業技術センター費	
負担金、補助及び交付金	・地方独立行政法人鳥取県産業技術センター運営費補助金 3,361

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			千 円		千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
平成24年度 経営再生円滑化 借換特別資金に 関する損失補償	千円 鳥取県信用保証協会が金融機関に対して行う代位弁済額から日本政策金融公庫の保険金補填額及び全国信用保証協会連合会の損失補償額を控除した額の2分の1を限度とする額		0	平成24年度から、金銭消費貸借に係る契約書に定めるところにより償還が完了する日が属する年度の翌年度まで。ただし、条件変更措置を受けて貸付期間を延長した場合は、その延長した後の償還が完了する日が属する年度の翌年度まで。	千円 限度額に 同じ				
平成24年度 工業団地再整備 事業補助	300,000		0	平成25年度から平成27年度まで	千円 限度額に 同じ				300,000

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
平成24年度 共同受注促進支 援モデル事業補 助	千円 補助金総額20,000千円を 限度として、平成24年度 に交付決定した額から平 成24年度に交付した額を 差し引いた額		千円 0	平成25年度から 平成26年度まで	千円 限度額に 同じ	千円	千円	千円	千円

区 分	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び そ の 概 要	<p>1 提出理由 県内における企業立地の促進及び雇用拡大を図り、もって県内経済の活性化に資するため、特に著しい雇用の増加を伴う企業立地事業等に対する助成を拡充するとともに、県内で新たにコンテンツの制作等に係る事業を行う者に対する補助金を新設する等所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 企業立地事業のうち、製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関するもの又は特に著しい雇用の増加を伴うと知事が認めるものに対する企業立地事業補助金の額に、投下固定資産額に100分の10（現行 100分の5）を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50（現行 100分の25）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>(2) 企業立地事業補助金の対象事業にコンテンツの制作等に係る事業で投資額が3,000万円を超え、雇用増が5人以上のものを追加する。</p> <p>(3) 県内において新たに行うコンテンツの制作等に係る事業を行う者であって、3人以上の新規雇用労働者（このうち、県外からの転居者以外の者は、1人以上とする。）を雇用することについて知事の認定を受けたものに対しては、当該事業に係る次に掲げる額を5年間に限り助成する。 ア その間に増加した新規雇用労働者（6月を超えて雇用された者に限る。） 1人につき50万円 イ 事業の用に供する事業所及び設備機器の賃借料、電気通信役務の提供を受けるのに要する費用の額等の2分の1に相当する額</p> <p>(4) (3)の補助金の交付を受けた者は、事業の開始の日から10年間継続して事業を営むよう努めなければならない。</p> <p>(5) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日は、公布日とする。</p> <p>(2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 企業立地等事業 企業立地事業、情報通信関連雇用事業及び<u>コンテンツ・事務管理関連雇用事業</u>をいう。</p> <p>(2) 企業立地事業 知事が鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（以下「要綱」という。）で定める県内の地域において次の表の左欄に掲げる事業（以下「特定事業」という。）の用に供する工場、<u>事業所その他の施設</u>（以下「工場等」という。）又は設備（既存の設備に代えて設置するものを除く。）を設置する事業（以下「<u>新增設事業</u>」という。）であって、<u>当該新增設事業に係る投資額が同表の中欄に定める金額を超え、かつ、当該新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者（同表2の項に掲げる事業にあつては短時間労働者を含み、同表3の項から5の項までに掲げる事業にあつては技術者、デザイナー（デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。）及び科学技術に関する研究者に限る。以下同じ。）の数が同表の右欄に定める人数以上であること及び特定事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて知事の認定を受けたもの</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 企業立地等事業 企業立地事業、情報通信関連雇用事業及び<u>事務管理部門雇用創出事業</u>をいう。</p> <p>(2) 企業立地事業 知事（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する商工労働部長。以下同じ。）が鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（以下「要綱」という。）で定める県内の地域において、次に掲げる業種のいずれかに属する事業（以下「特定事業」という。）の用に供する工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）を設置し、又は特定事業の拡大を目的として特定事業の用に供する施設若しくは設備（既存の設備に代えて設置するものを除く。）を設置する事業（以下「<u>新增設事業</u>」という。）であつて、次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当すること及び事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて知事の認定を受けたものをいう。</u></p> <p>ア <u>製造業その他地域経済の活性化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種</u> <u>新增設事業に係る投資額が1億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が10人以上であること。</u></p> <p>イ <u>情報処理・提供サービス業</u> <u>新增設事業に係る投資額が3,000万円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者及び短時間労働者が合計で20人以上であること。</u></p> <p>ウ <u>ソフトウェア業、職員教育施設・支援業（技術者の研修を主たる目的とするものに限る。以下同じ。）</u>、<u>デザイン・機械設計業、自然科学研究所その他産業の高度化に寄与するものとし</u></p>

て知事が要綱で定める業種 新增設事業に係る投資額が3,000万円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者（技術者、デザイナー（デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。以下同じ。）及び科学技術に関する研究者に限る。）が5人以上であること。

1 製造業又は地域経済の活性化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種に属する事業	1億円	10人
2 情報処理・提供サービス業に属する事業	3,000万円	20人
3 ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は産業の高度化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種に属する事業	3,000万円	5人
4 自然科学研究所に属する事業	3,000万円	5人
5 職員教育施設・支援業（技術者の研修を主たる目的とするものに限る。）に属する事業	3,000万円	5人
6 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツの制作等を行う事業のうち、知事が要綱で定めるもの	3,000万円	5人

(3) 情報通信関連雇用事業 県内において次の表の左欄に掲げる事業（専用通信回線を利用して行うものに限る。以下「情報通信関連事業」という。）の用に供する事業所を賃借により設置し、若しくは既に設置している情報通信関連事業の用に供する事業所の床面積を賃借により増加させ、又は専用通信回線を新たに情報通信関連事業の用に供し、若しくは情報通信関連事業の用に供する専用通信回線の回線数、延長若しくは容量を増加させる事業（以下「事業所設置等事業」という。）であって、当該事業所設置等事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者の数が同表の右欄に定める人数以上であることについて知事の認定を受けたものをいう。

(3) 情報通信関連雇用事業 県内において、次の表の左欄に掲げる業種のいずれかに属する事業（専用通信回線を利用して行うものに限る。以下「情報通信関連事業」という。）の用に供する事業所を賃借により設置し、若しくは既に設置している情報通信関連事業の用に供する事業所の床面積を賃借により増加させ、又は専用通信回線を新たに情報通信関連事業の用に供し、若しくは情報通信関連事業の用に供する専用通信回線の回線数、延長若しくは容量を増加させる事業（以下「事業所設置等事業」という。）であって、当該事業所設置等事業の実施に伴い増加する同表の中欄に掲げる者が、それぞれ同表の右欄に定める人数以上であることについて知事の認定を受けたも

前号の表2の項に掲げる事業	20人
前号の表3の項又は4の項に掲げる事業	5人

のを実施した者が、当該事業所設置等事業の実施前の同表の中欄に掲げる者の人数にそれぞれ同表の右欄に定める人数を加えた人数以上の同表の中欄に掲げる者を雇用して当該情報通信関連事業を継続する事業をいう。

情報処理・提供サービス業	常時雇用労働者及び短時間労働者	合計で20人
ソフトウェア業、デザイン・機械設計業、自然科学研究所その他産業の高度化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種	常時雇用労働者（技術者、デザイナー及び科学技術に関する研究者に限る。）	5人

(4) 事務管理部門雇用創出事業 県内において、事務に係る業務で知事が要綱で定めるもの（以下「事務管理業務」という。）を新たに行う事業（以下「事務管理事業」という。）であって、当該事務管理事業の実施に伴い増加する見込みである常時雇用労働者（以下「対象事務管理事業従事予定者」という。）の人数が5人以上であることについて知事の認定を受けたものを実施した者が、当該事務管理事業の実施前の常時雇用労働者の人数に5を加えた数以上の常時雇用労働者（以下「対象事務管理事業従事者」という。）を雇用して当該事務管理事業を継続する事業をいう。この場合において、事務管理業務に従事するため当該従事開始の日までに県外から住所を移転した常時雇用労働者（以下「県内転入者」という。）のうち、対象事務管理事業従事予定者及び対象事務管理事業従事者とする人数は、2人を限度とする。

(4) コンテンツ・事務管理関連雇用事業 県内において新たに行う次の表の左欄に掲げる事業（以下「コンテンツ事業等」という。）であって、当該コンテンツ事業等の実施に伴い増加する常時雇用労働者の数が同表の中欄に定める人数以上であり、かつ、当該常時雇用労働者のうち当該コンテンツ事業等の業務に従事する日までに県外から住所を移転したもの（以下「県内転入者」という。）の数が同表の右欄に定める人数以下であることについて知事の認定を受けたものをいう。

第2号の表6の項にげる事業	3人	第2号の表6の項に掲げる事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者の数から1を差し引いた人数
知事が要綱で定める事務に係る業務を行う事業	5人	2人

(5) 投下固定資産額 企業立地事業を実施する者（法人である場合にあっては、当該法人の総株主の議決権の過半数を有する法人その他これに類する法人として知事が要綱で定めるものを含む。次号において同じ。）が新增設事業に係る土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）を取得するために要する費用の額（第2号の表1の項に掲げる事業の原料又は材料として使用する農林水産物を自ら生産する場合にあっては、その生産に係る土地、家屋及び償却資産であって知事が要綱で定めるものを取得するために要する費用の額を含む。）その他新增設事業に必要な費用として知事が要綱で定める額の合計額（新增設事業に対し、県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあっては、当該交付の対象となる費用のうち、知事が要綱で定める額を除く。）をいう。

(6) 賃借料 企業立地事業を実施する者が新增設事業に係る土地、家屋及び償却資産を賃借するために要する費用の額（5年以上の契約期間を有する賃貸借契約に係るものに限り、第2号の表1の項に掲げる事業の原料又は材料として使用する農林水産物を自ら生産する場合にあっては、その生

(5) 投下固定資産額 新增設事業を実施する者（新增設事業を実施する者が法人である場合にあっては、当該新增設事業を実施する法人（以下この号において「実施法人」という。）の会社法（平成17年法律第86号）の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する法人その他これに類する法人として知事が要綱で定めるもの（以下この号において「親法人」という。）、親法人が同法の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する実施法人以外の法人その他これに類する法人として知事が要綱で定めるものを含む。以下同じ。）が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得に要する費用の額（第2号アに掲げる業種に係る新增設事業を実施する者が、その原料又は材料として使用する農林水産物を自ら生産する場合にあっては、その生産に係る土地、家屋及び償却資産であって知事が要綱で定めるものの取得に要する費用の額を含む。）その他新增設事業に必要な費用の額として知事が要綱で定める費用の額の合計額（新增設事業に対し、県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあっては、当該交付の対象となる経費に相当する額を除く。ただし、控除しないものとして知事が要綱で定めるものは、この限りでない。）をいう。

(6) 賃借料 新增設事業を実施する者が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産の賃借に要する費用の額（5年以上の契約期間を有する賃貸借契約に係るものに限り、第2号アに掲げる業種に係る新增設事業を実施する者が、その原料又は材料として使用する農林水産物を自ら生産する場合に

産に係る土地、家屋及び償却資産であつて知事が要綱で定めるものを賃借するために要する費用の額を含む。)をいう。

(7)～(10) 略

2 略

(企業立地等事業に係る知事の認定の特例)

第2条の2 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに前条第1項第8号に規定する一般被保険者の数が300人以下の会社及び個人であつて、工場等を県内の地域に設置しているものが新增設事業を実施する場合における同項第2号の規定の適用については、同号の表1の項中「1億円」とあるのは「3,000万円」と、「10人」とあるのは「3人」と、同表3の項から6の項までの規定中「5人」とあるのは「3人」とする。

(補助金の交付等)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付する。この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄に定める額以下とする。

1 企業立地事業補助金	(1) 企業立地事業(第2条第1項第2号の表1の項に掲げる事業であつて、投下固定資産額が140億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が100人以上である	投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じて得た額に2億円を加えた額及び新增設事業の完了の日から1年間分の賃借料(情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。以下「初年度賃借料」という。)の額に100分の50を乗じて得た額の合計額(30億円を限度とす
-------------	--	---

あつては、その生産に係る土地、家屋及び償却資産であつて知事が要綱で定めるものを賃借に要する費用の額を含む。)をいう。

(7)～(10) 略

2 略

(企業立地等事業に係る知事の認定の特例)

第2条の2 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに前条第1項第8号に規定する一般被保険者の数が300人以下の会社及び個人であつて、工場等を県内の地域に設置しているものが新增設事業を実施する場合における同項第2号ア及びウの規定の適用については、平成23年7月1日から平成25年3月31日までの間、同号ア中「1億円」とあるのは「3,000万円」と、「10人以上」とあるのは「3人以上」と、同号ウ中「5人以上」とあるのは「3人以上」とする。

(補助金の交付等)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付する。この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄に定める額以下とする。

1 企業立地事業補助金	(1) 企業立地事業(第2条第1項第2号アに掲げる業種に係るものであつて、投下固定資産額が140億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が100人以上である	投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じて得た額に2億円を加えた額及び新增設事業の完了の日から1年間分の賃借料(情報通信関連雇用事業補助金若しくは事務管理部門雇用創出事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金若しくは事務管理部門雇用創出事業補助金の対象となるものを除く。以下「初年度賃借料」という。)の額に100分の50を乗じて得た額の合計額(30億円を限度とする。)
-------------	---	--

ものに限る。)を 実施する 者	る。)
(2) 企業 立地事業 (第2条 第1項第 2号の表 1の項に 掲げる事 業であつ て、投下 固定資産 額が70億 円を超 え、かつ、 新增 設事業の 実施に伴 い増加す る常時雇 用労働者 が50人以 上である ものに限 る。)を 実施する 者((1) に掲げる 者を除 く。)	略
(3) 企業 立地事業 (第2条 第1項第 2号の表 1の項に 掲げる事 業であつ て、投下 固定資産 額が20億 円を超 え、か	略

ものに限る。)を 実施する 者	る。)
(2) 企業 立地事業 (第2条 第1項第 2号アに 掲げる業 種に係る ものであ つて、投 下固定資 産額が70 億円を超 え、かつ、 新增 設事業の 実施に伴 い増加す る常時雇 用労働者 が50人以 上である ものに限 る。)を 実施する 者((1) に掲げる 者を除 く。)	略
(3) 企業 立地事業 (第2条 第1項第 2号アに 掲げる業 種に係る ものであ つて、投 下固定資 産額が20 億円を超 え、か	略

つ、新増設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。)を実施する者((1)及び(2)に掲げる者を除く。)

(4) 企業立地事業(第2条第1項第2号の表1の項に掲げる事業であつて、投資額が20億円を超え、投下固定資産額が20億円以下であり、かつ、新増設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。)を実施する者

(5) 企業 略

つ、新増設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。)を実施する者((1)及び(2)に掲げる者を除く。)

(4) 企業立地事業(第2条第1項第2号アに掲げる業種に係るものであつて、投資額が20億円を超え、投下固定資産額が20億円以下であり、かつ、新増設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。)を実施する者

(5) 企業 略

<p>立地事業 (第2条 第1項第 2号の表 1の項又 は2の項 に掲げる 事業に限 る。)を 実施する 者((1) から(4) までに掲 げる者を 除く。)</p>		<p>立地事業 (第2条 第1項第 2号ア又 はイに掲 げる業種 に係るも のに限 る。)を 実施する 者((1) から(4) までに掲 げる者を 除く。)</p>	
<p>(6) 企業 立地事業 (第2条 第1項第 2号の表 3の項又 は6の項 に掲げる 事業に限 る。)を 実施する 者</p>	略	<p>(6) 企業 立地事業 (ソフト ウェア 業、デザ イン・機 械設計業 又は第2 条第1項 第2号ウ の知事が 要綱で定 める業種 に係るも のに限 る。)を 実施する 者</p>	略
<p>(7) 企業 立地事業 (第2条 第1項第 2号の表 4の項又 は5の項 に掲げる 事業に限 る。)を 実施する 者</p>	略	<p>(7) 企業 立地事業 (職員教 育施設・ 支援業又 は自然科 学研究所 に係るも のに限 る。)を 実施する 者</p>	略

<p>2 情報通信関連雇用事業補助金</p>	<p>情報通信関連雇用事業を実施する者</p>	<p>事業所設置等事業の実施前の常時雇用労働者の数に第2条第1項第3号の表の右欄に定める人数を加えた人数以上の常時雇用労働者を雇用している期間（情報通信関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの期間内にある期間に限り、1年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。）中の次のア及びイに掲げる額の合計額</p> <p>ア 事業所（新たに事業所設置等事業の用に供されたもの又は事業所設置等事業により増加した床面積に係る部分に限る。）の賃借に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額（1年間につき1,200</p>	<p>2 情報通信関連雇用事業補助金</p>	<p>情報通信関連雇用事業を実施する者</p>	<p>情報通信関連雇用事業を実施している期間（最初の情報通信関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの期間内にある期間に限り、1年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。以下この項において「事業実施期間」という。）の事業所（事業所設置等事業により事業の用に供されたもの又は事業所設置等事業により増加した床面積に係る部分に限る。）の賃借に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額（1年間につき1,200万円を限度とする。）並びに事業実施期間の専用通信回線（事業所設置等事業により事業の用に供されたもの又は事業所設置等事業により増加した回線数、延長若しくは容量に係る部分に限る。）の使用料及び通信料の額に100分の50を乗じて得た額（1年間につき2,000万円を限度とする。）の合計額</p>
------------------------	-------------------------	---	------------------------	-------------------------	--

		万円を限度とする。) イ 専用通信回線（新たに事業所設置等事業の用に供されたもの又は事業所設置等事業により増加した回線数、延長若しくは容量に係る部分に限る。）の使用料及び通信料の額に100分の50を乗じて得た額（1年間につき2,000万円を限度とする。）					
3	コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金	コンテンツ・事務管理関連雇用事業を実施する者	コンテンツ事業等の実施前の常時雇用労働者の数に第2条第1項第4号の表の中欄に定める人数を加えた人数以上の常時雇用労働者（県内転入者にあつては、同表の右欄に定める人数を限度とする。）を雇用している期間（コンテンツ・事務管理関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの期間内にある期間に限り、1年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。）中の次のアからウまでに掲げる額の合計額 ア 別表の左欄に掲げる年度ごとの同表の右欄に定める数を合計した数（100を限度とする。）に50万円を乗じて得た額	3	事務管理部門雇用創出事業補助金	事務管理部門雇用創出事業を実施する者	次のアからウまでに掲げる額の合計額 ア 事務管理部門雇用創出事業を実施している期間（最初の事務管理部門雇用創出事業の開始の日から5年を経過する日までの期間内にある期間に限り、1年に満たない端数がある場

合には、これを切り捨てるものとする。
以下この項及び別表において「事業実施期間」という。)に雇用した新規雇用労働者(事務管理業務に引き続き6月以上従事した常時雇用労働者をいう。以下この項及び別表において同じ。)の person 費のうち、別表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数の合計数(当該合計数は、第2条第1項第4号の知事の認定に係る新規雇用労働者の数の合計数の範囲内で、かつ、100を限度とする。)に50万円を乗じて得た額

イ 事業実施期間の事業所(事務管理事業に伴い当該事業の用に供されたもの又は事務管理事業に伴い増加した床面積に係る部分に限る。)の賃借に要する費用の額(情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。)並びに設備機器の賃借に要する費用の額その他の知事が要綱で定める費用の額に100分の50を乗じて得た額(1年間につき

イ 事業所(新たにコンテンツ事業等の用に供されたもの又はコンテンツ事業等に伴い増加した床面積に係る部分に限る。)の賃借に要する費用の額(情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。)、設備機器(コンテンツ事業等の用に供されたものに限る。)の賃借に要する費用の額その他の知事が要綱で定める費用の額に100分

		<p>の50を乗じて得た額（1年間につき1,000万円を限度とする。）</p> <p>ウ <u>電気通信役務提供契約（コンテンツ事業等のために新たに締結され、又は変更されたものに限る。）に基づき支払う経費の額（専用通信回線（新たにコンテンツ事業等の用に供されたもの又はコンテンツ事業等に伴い増加した回線数、延長若しくは容量に係る部分に限る。）の使用料及び通信料の額を含み、情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。）に100分の50を乗じて得た額（1年間につき500万円を限度とする。）</u></p>		<p>1,000万円を限度とする。）</p> <p>ウ <u>事業実施期間の電気通信役務提供契約に基づき支払をする経費の額（事務管理事業に伴い当該事業の用に供されたもの限り、専用通信回線（事務管理事業に伴い事業の用に供されたもの又は事務管理事業に伴い増加した回線数、延長若しくは容量に係る部分に限る。）の使用料及び通信料の額（情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。）を含む。）に100分の50を乗じて得た額（1年間につき500万円を限度とする。）</u></p>
--	--	--	--	--

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち次の表の左欄に掲げるものに対する企業立地事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ次の表の右欄に定める額を加算した額以下とする。

<p>1 <u>第2条第1項第2号の表1の項</u>に掲げる事業で、二酸化炭素の排出量の削減に効果をもつものとして知</p>	略
--	---

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち次の表の左欄に掲げるものに対する企業立地事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ次の表の右欄に定める額を加算した額以下とする。

<p>1 <u>第2条第1項第2号ア</u>に掲げる業種に属する事業で、二酸化炭素の排出量の削減に効果をもつものとして知</p>	略
--	---

<p>事が要綱で定めるもの（家屋及び償却資産の取得を伴うものに限る。）</p>		<p>して知事が要綱で定めるもの（家屋及び償却資産の取得を伴うものに限る。）</p>	
<p>2 次のいずれかに該当する事業で、知事が特に認めるもの</p> <p>(1) 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付けたもの（戦略的に推進するものに限る。）に関する事業</p> <p>(2) 先進的な技術を活用する事業</p> <p>(3) 県内の資源を活用する事業</p> <p>(4) 著しい雇用の増加を伴う事業</p>	<p>次のア及びイに掲げる額の合計額（10億円を限度とする。）</p> <p><u>ア、投下固定資産額（1の項に該当する場合にあつては、投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額。以下この表において同じ。）</u></p> <p><u>次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額</u></p> <p><u>(ア) 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業 100分の10</u></p> <p><u>(イ) 特に著しい雇用の増加を伴うと知事が認める事業 100分の10</u></p> <p><u>(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる事業以外の事業 100分の5</u></p> <p><u>イ 初年度賃借料の額に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額</u></p> <p><u>(ア) アの(ア)及び(イ)に掲げる事業 100分の50</u></p> <p><u>(イ) アの(ア)及び(イ)に掲げる事業以外の事業 100分の25</u></p>	<p>2 次のいずれかに該当する事業で、知事が特に認めるもの</p> <p>(1) 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付けたもの（戦略的に推進するものに限る。）に関する事業</p> <p>(2) 先進的な技術又は県内の資源を活用する事業</p> <p>(3) 著しい雇用の増加を伴う事業</p>	<p>投下固定資産額（1の項に該当する場合にあつては、投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額。以下この表において同じ。）に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）</p>
略		略	

4～6 略

7 第1項の規定にかかわらず、情報通信関連雇用事業又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業のうち著しい雇用の増加を伴う事業その他事業の規模等を勘案して知事が特に認める事業に対する情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に知事が別に定める額を加算した額以下とする。

8 略

(事業実施者の責務)

第4条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者(次条において「事業実施者」という。)は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

略		
コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金	コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の対象となったコンテンツ・事務管理関連雇用事業に係るコンテンツ事業等	コンテンツ・事務管理関連雇用事業の開始の日から10年間

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 略

3 平成25年3月31日以前に第2条第1項第2号の知事の認定を受けた企業立地事業、同日以前に同項第3号の知事の認定を受けた情報通信関連雇用事業及び同日以前に同項第4号の知事の認定を受けたコンテンツ・事務管理関連雇用事業に係る第3条第1項の表の左欄に掲げる補助金については、同条から第5条までの規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第3条関係)

初年度(コンテンツ・事務管理関連雇用事業の開始の日から起算して1年間をいう。以下	略
--	---

4～6 略

7 第1項の規定にかかわらず、情報通信関連雇用事業又は事務管理部門雇用創出事業のうち著しい雇用の増加を伴う事業その他事業の規模等を勘案して知事が特に認める事業に対する情報通信関連雇用事業補助金又は事務管理部門雇用創出事業補助金の額は、第1項の表の右欄に定める額に知事が別に定める額を加算した額以下とする。

8 略

(事業実施者の責務)

第4条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者(次条において「事業実施者」という。)は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

略		
事務管理部門雇用創出事業補助金	事務管理部門雇用創出事業補助金の対象となった事務管理部門雇用創出事業に係る事務管理事業	最初の事務管理部門雇用創出事業の開始の日から10年間

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 略

3 この条例の失効の日以前に第2条第1項第2号の知事の認定を受けた企業立地事業、同日以前に同項第3号の知事の認定を受けた事業所設置等事業に係る情報通信関連雇用事業及び同日以前に同項第4号の知事の認定を受けた事務管理事業に係る事務管理部門雇用創出事業に係る第3条第1項の表の左欄に掲げる補助金については、同条、第4条及び第5条の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第3条関係)

初年度(事業実施期間の初日から起算して1年間をいう。以下同じ。)	略
----------------------------------	---

同じ。)			
略		略	
備考	この表に定める新規雇用労働者のうち県内転入者の数は、第2条第1項第4号の表の右欄に定める人数を限度とする。	備考	右欄に定める数の合計数の算定においては、新規雇用労働者のうち県内転入者である新規雇用労働者の数は、2を限度とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例第2条第1項第4号の規定による知事の認定を受けた事務管理部門雇用創出事業は、改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第4号の規定による知事の認定を受けたコンテンツ・事務管理関連雇用事業とみなす。
- 3 新条例第3条第3項の規定は、施行日以後に新条例第2条第1項第2号の規定による知事の認定を受ける企業立地事業について適用する。

平成23年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

商工労働部 (単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳							
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源			
						国庫支出金	分担金及び 負担金	その他		地方債		
7	商工費	2	工鉱業費	地方独立行政法人鳥取県 産業技術センター運営費補助金	27,442,000	21,500,000	264,000				21,000,000	236,000
商工労働部合計					27,442,000	21,500,000	264,000				21,000,000	236,000

長期継続契約の締結状況について

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額(円)	契約期間	設置場所等
1	商工労働部 雇用人材総室	物品 保守	ノートパソコン	3台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	695,520	平成24年4月1日 ～平成28年3月31日	とっとり若者仕事 ぷらざ
2	商工労働部 雇用人材総室	物品 保守	複合機	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	47,856	平成24年4月1日 ～平成28年3月31日	とっとり若者仕事 ぷらざ
3	米子高等技術 専門校	物品	印刷機	1台	米子市両三柳5031番地 株式会社衣笠商会 米子支店	9,135	平成24年5月1日 ～平成25年4月30日	鳥取県立米子高等 技術専門校
4	西部総合事務 所	物品 保守	ノートパソコン	1台	米子市両三柳5031番地 株式会社衣笠商会 米子支店	166,320	平成24年4月1日 ～平成28年3月31日	鳥取県ふるさとハ ローワーク境港